

平成 25 年(ワ)第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2021年(令和3年)12月13日

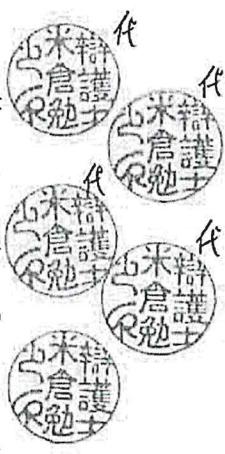
### 準備書面(559)

—東電による証拠請求(原告本人尋問)について—

福島地方裁判所いわき支部 民事第1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	小	野	寺	利	孝	代
弁護士	広	田	次	男	代	
弁護士	鳥	飼	康	二	代	
弁護士	佐	藤	美	由	紀	
弁護士	米	倉			勉	
					外	



#### 1 被告による証拠請求(原告本人尋問)

被告は、いずれも本年12月8日付「証拠申出書」により、原告長澤信敏、同門馬昌子、同長尾泰憲、同田中由里子について、原告本人尋問を請求した。

これらは、原告側からの証拠請求とは別に、これらと同一の原告らについて、それぞれ主尋問(各45分間)を実施しようとするものである。その立証趣旨及び尋問事項(4名に共通)を見るならば、この立証の対象と内容が、被告が主張している「弁済の抗弁」に関するものであることが明らかである。

しかし、以下に述べるとおり、この主張・立証は極めて不当な内容であり、

かかる主張及びこれに関する立証（原告本人尋問）は、決して許容されるべきではない。以下のとおり、この証拠請求は速やかに却下されなければならないことを、原告は強く主張するとともに、裁判所に適正な訴訟指揮を求めるものである。

## 2 立証趣旨の度し難い不当性

既に指摘してきたところであるが、上記「弁済の抗弁」は、極めて不当な主張である。

### （1）「弁済の抗弁」が意味すること

この主張が意味するところを端的に要約すれば、被告が原告らに対して訴訟外で支払ってきた賠償（いわゆる直接請求及びADRによる支払い）について、実際に生じた損害よりも過大な金額を支払ってきたとして、過払い金が生じていると主張する。そして、訴訟外で過払い金が生じている可能性がある以上、本訴における慰謝料の請求は認容されてはならないというものである。加えて、訴訟外における損害賠償金の支払いについて、これに対応する損害が実際に生じていたことの立証責任は、原告らに存するものと主張されている。

そのような主張に基づき、被告は、原告が請求している原告本人尋問に関して、同時に被告からの証拠請求を行い、被告による主尋問によって上記の過払いの存在について「反証」を行おうとしている。

併せて、これらの「過払い」だと称する既払い金（財産的損害及び精神的損害）によって、原告らが被っている精神的苦痛は慰謝されており、あるいは原告らが被った損害は評価し尽くされているのだと主張し、その立証を行うものとされている。

### （2）「弁済の抗弁」の不当性

しかし、かかる主張は、非常に理不尽なものである。その不合理性の根幹は、被告の一連の主張が、本件不法行為によって生じた損害が、巨大な規模に及ぶ、広範かつ多様な内容と構造を持つ事態であることを無視していないところにある。併せて、そのような巨大な損害に関する、膨大な広がりを持

つ損害費目について、原告ら被害者と被告の間では、原賠審の指針ないしこれに基づく被告の「自主賠償基準」に依拠して、1つ1つ損害項目と時期そして損害金額を特定し、証憑となる資料を添付して、請求・審査・合意・支払い（賠償）という賠償手続きが、着々と営々と積み重ねられてきたという明白な事実を、被告が否定しようとするところにある。

かように空前絶後の甚大な規模と広がりを持つ損害について、何万人もの被害者住民に対する賠償を履行することを余儀なくされた被告は、そして被害者である原告らは、この賠償実務を実現して生活の再建を図るために、上記のような賠償手続きを、肅々と重ねてきたのである。それは、賠償の一括処理などは到底不可能な規模であること、そのために損害項目ごとの分割処理が必要であったことを意味しており、その上で賠償の重複や欠落を避けるために、損害項目ごとに時期と金額を特定した「合意」に基づく賠償手続きを履践することが、不可欠だったのである。すなわち、訴訟外における直接請求やADRによる支払いは、全て、このような被告と被害者（原告ら）の合意（一部和解の契約）によって、個別に解決されてきたのであって、過払いなどという主張が容れられる余地はないのである。

そのような事実経過を否定し、これらの合意に基づく既払い金が過払いであるなどという主張・立証を許容することは、極めて不合理・不当であることは明白である。だからこそ、後述するとおり、先行する訴訟において、被告の主張は明確に排斥されている。

### （3）被告主張がもたらす事態

このような被告主張の不合理さ・不当さについて、あらためて指摘する。

#### ア 立証の困難性

そもそも、これまで10年近くにわたって重ねられてきた直接請求やADRによる賠償について、その全ての損害の存在や金額を、本訴において改めて立証し直すなどという事態は、時間的に、そして量的・内容的な規模という次元で、極めて膨大な営為を必要とするのであり、現実的な被害救済の実現という意味において、事実上不可能である。

なおこの点で注意すべきことは、被告の弁済の抗弁の意味からすると、

かかる抗弁が裁判所によって採用される可能性があるのならば、原告としては、その全員に関して、全ての訴訟外での賠償金について、一から立証をし尽くす必要性が生じるという事実である。すなわち、代表原告による立証では不足であり、原告の全員に生じた損害を、立証し尽くすことが必要となる。

そして、このような全損害の立証は、当該直接請求の際には可能であつたとしても、今となっては困難であることも多分に想定される。けだし、1つ1つの直接請求手続きの合意と完了により、原告らは、必要な証憑類を被告に交付しており、控えもなく、あっても既に目的を達したので廃棄・散逸していることが多いからである。

重ねて指摘すれば、これらの損害立証の対象は、被告による支払いがなされた損害項目のみならず、いまだ請求も支払いもされていない、未着手の損害についても、主張・立証が必要になる余地がある。けだし、過払い金の存在（その可能性）が本訴の請求を妨げるのであれば、逆にそれ以外の未払いの損害が存在すれば、そのような抗弁を否定する根拠になり得るからである。さらには、このような弁済の抗弁によって派生する、既判力による将来の請求に対する障害を防止するためには、訴訟外の未請求の損害の存在を留保しておく必要が生じかねないからである。なお、そのような損害は、心身の人身被害や営業上の損害など、無数に潜在している。

#### イ 訴訟による被害救済の拒絶

以上のとおり、既払い金に関する損害の再立証は、事実上不可能であろうと想定されるほどに、膨大で困難な作業を要することになる。これを、全部の原告について実行していれば、原告側の主尋問も到底1時間や2時間では間に合わず、被告側の尋問時間を合わせれば、1人あたり半日～終日を要することになり、これを全原告について実施すれば、本件（2陣相双地域原告）だけでも、今後数年を要することになるだろう。後続の3陣、さらには今後の提訴を考えれば、10年単位の遠大な事業となる。

これは、事実上、訴訟による被害回復が困難だという事態を意味している。すなわち、かかる抗弁を許容することは、加害者による損害賠償の拒

絶・責任放棄と同じである。加害者によるかかる不当な訴訟行為は、決して許されてはならない。

#### (4) 各地の裁判例

被告による「弁済の抗弁」は、本件においてだけではなく、各地の同種訴訟においても一斉に行われており、新潟地裁、福島地裁郡山支部、高松高裁判決など、この被告主張を踏まえた判断が現れている。そのいずれもが、被告の弁済の抗弁を一蹴し、既払い金の存在などは認めていない。

その全部を再論することはしないが、本年9月29日の高松高裁判決は、直接請求やADRにおける被告による支払いは、明示的・默示的和解契約に基づく支払いであるとし、あるいは信義則に反する主張であるとして、全面的に排斥した。その内容を下記のとおり示しておく。

#### 【高松高裁判決の判示】(592~595頁)

ア 財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とし得るかについて

「同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害は、訴訟上の個数としては1個であり、損害の費目毎に訴訟物を異にするものではなく、ある費目に対する弁済がなされたとしても、当該費目に対する過払いが存在すれば、その過払い分を別に費目に充当することは、原則として許される。

もっとも、支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的解釈によって決まる（民法490条、488条）。したがって、ある特定の損害費目に対する損害倍書として支払いがあつた場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。しかしながら、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし默示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払い

の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されないと解すべきである。

これを本件についてみると、ADR 手続を利用して和解契約が成立する場合には、①被災者と第 1 審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外に点に和解の効力が及ばないこと、②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第 1 審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認していることが認められる（証拠略）。また、ADR 手続を利用せず、第 1 審被告東電がその自主的賠償基準に従った賠償を被害者に対して行った場合にでも、前期認定のとおり、第 1 審被告東電は、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主的賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、第 1 審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的である。

以上によれば、本件については、第 1 審原告らと第 1 審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払い額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし默示的に成立していると評価できるから、第 1 審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない。上記判断に反する第 1 審被告らの主張は採用できない。」

#### イ 第 1 審被告らの主張が信義則に反して許されないかについて

「仮に、上記アの明示ないし默示的な和解契約が成立するとは認められないとしても、第 1 審被告らの上記アの主張は、以下のとおり、訴訟上及び実体法上の信義則に反して許されないと解する。その理由は以下のとおりである。

前期認定のとおり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針等が策定さ

れ、第1審被告東電は、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、これに応じた被災者が第1審被告東電に対して賠償金の支払いを求め、第1審被告東電から損害の費目を明示され、その賠償を受けたものである。そして、第1審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する賠償を含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払いを受けており、また、上記方法で弁済を受けなかった者も、上記方法によれば財産的損害を受けられるものと信頼し、精神的損害の賠償に限定して本件訴訟を提起したものである（証拠略）。しかるに、第1審被告東電（及び第1審被告国）は、約4年間係属した本件訴訟の原審において上記アの主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ、第1審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では弁済の抗弁について当事者間に争いがなかったにもかかわらず、当審に至って突然上記主張をするに至ったことは当裁判所に顕著である。

第1審原告らとしては、上記一連の事実経過に照らし、第1審被告東電（及び第1審被告国）が上記主張はしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告の財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が第1審被告東電による上記賠償金額と一致するとは限らない。）。そして、このような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果になるといわざるを得ない。

以上によれば、一審被告東電（及び第1審被告国）の上記主張は、訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するとともに、実体法上の信義則にも反し、許されないとすべきである。」（以上、高松高裁判決592～595頁）

#### （5）主張・立証そのものを遮断すべきこと

このように、各地の判決が被告の弁済の抗弁を認めず、これを排斥しているところであるが、上記のように、それだけでは決定的に不十分である。すなわち、この抗弁が容れられる可能性がある限り、原告は誤った判断のリ

スクを避けるために、膨大な追加立証を余儀なくされるからである。そのような事態を回避するためには、審理の入り口において、この抗弁が、遮断されなければならない。

この点で、同種事件である「南相馬訴訟」控訴審において、去る11月9日に仙台高裁第2民事部が行った訴訟指揮は極めて正当なものであった。すなわち同裁判所の裁判長は、第1回弁論後の進行協議において、控訴人東電から示唆された原告本人尋問の請求に関して、裁判所としてはこの弁済の抗弁を抗弁として認めない、受け容れないことを明言した。これに対して東電の側は、異議を述べることなく、既払い金の存在について斟酌することを求めるという対応で終始した。

この訴訟指揮は、まさに御庁の上級審にあたる高等裁判所が、本件と同様の問題において示したものであり、本件においても同様の対応がなされて当然である。

### 3 却下決定を求める

以上のとおり、被告による「弁済の抗弁」及びこの主張に基づく上記原告本人尋問の請求は、必要性がないというだけではなく、その主張・立証自体が、著しく合理性を欠き、不当である。

万が一にも、裁判所がこの抗弁を許容する可能性があるのならば、原告は際限のない訴訟活動を強いられ、あるいはもはや不可能に近い立証を要求されるという理不尽な事態を生じる。被告のかかる主張は、加害企業による損害賠償の拒絶であり、理不尽な賠償責任の放棄、さらに言えば訴訟の妨害と評価すべき態度である。

原告は、被告によるこの無法な証拠請求を拒じて許さない。そして、裁判所におかれでは、かかる証拠請求を速やかに却下することを、断固たる覚悟をもって求める所存である。

以上